

自然の中で豊かに育つ子どもたち その58

矢部郷自然観察会 代表 藤吉 勇治



山都町には、かつて「キツネ先生」と呼ばれた先生がおられた。名前は中園敏之先生（現在、菊陽町で「九州自然環境研究所」を開いておられる）。前々号から3回に亘って、中園先生と体験した不思議な話を紹介している。

「キツネにばかされた話」その③（前号からの続）  
ところが、発信器から送られてくる電波の受信音が「ピッピッピッ」と変化して、男の人が遠ざかるにつれて、音も小さくなり始めたのだ。中園先生は「キツネにばかされた」と言われた。私たちは、しばらくしてようやく落ち着きを取り戻し、「今のは、いったい何だ。」「こんな雨の降る真夜中に、こんな場所に人がいるなんて・・・」「しかも、あの農道は行き止まりだというのが、あの時間は真夜中を過ぎていた。朝まで調査をする予定だったが、この日はここで調査を止め、私たちは家路に就いた。」



後日、今回の出来事を中園先生と振り返った。「あの男の人のすぐ後ろをキツネがくっついて歩いてた・・・と考

えることもできるが・・・」「やっぱりキツネにばかされたんだろね。」  
今から30数年前のこと、旧矢部町でキツネの毒殺が相次いだ。昔は農家の方たちは、「キツネは祟（たたり）だから殺しちゃいかん。」と言っていたのだが、若い世代は「キツネが祟るなんて迷信。」と言う。  
農作物を食べたキツネを駆除するために毒（農薬）が塗られたトウモロコシなどがキツネの巣穴の前に置かれ、それを食べた親ギツネが死ぬという事態が続いた。その結果、キツネの数が減り、一方でノネズミなどが増え農作物に被害が出る結果となった。  
昔の農家の人たちは、自然界でのキツネの役割に気づいていてと考えられる。里山では、キツネは食物連鎖の頂点に位置し、野生生物の数のバランスを保つ役割を果たしているのだ。  
矢部郷自然観察会のマスコットキャラクターはキツネだ。キツネは豊かな自然のシンボルだからだ。「山都町にはキツネがいないですよ。」というこ

頑張る“わきゃもん” 山都町の明日を担う農業者にお話を聞きました



鶴島成二さん (郷野原・24歳 就農4年)

農大卒業後、普通に就職するように就農しました。家族5人で大根・米を栽培していますが、特に大変とは思っていません。将来、自分が経営を引き継いだ時、ちゃんと生活していけるようしっかり頑張りたいです。



高橋和成さん (御所・26歳 就農5年)

家族経営で、キャベツ・米・椎茸を栽培しています。休みがない時期もありますが、作物づくりは元々好きで、農業をやろうとずっと思っていました。いいキャベツができたときはとても嬉しいです。これからも高品質のキャベツづくりを目指して頑張ります。また、お嫁さんをもらうことも大事な目標です。

☆松本龍徳委員より一言  
来春には、もう一人家族が増える予定（婚約中）の地区の担い手です。平坦地にも土地を借り植え付けをされており、一生懸命頑張っておられます。

☆高橋富美代委員より一言  
ご両親と仲良く農業を頑張っている、笑顔のさわやかな好青年です。

※農業委員会では、今月号より農業者の紹介をしていきます。どうぞご期待ください。

山都警察署・署協議会だより 山都警察署 TEL72-0110

秋の全国交通安全運動 実施結果

9月21日(日)から9月30日(火)まで、秋の全国交通安全運動が行われました。期間中はボランティア団体による街頭指導やキャンペーンが行われるなど、交通事故防止に向けた取組みが数多く行われました。結果、山都町内における人身事故の発生件数は0件でした。これからも

- 反射材用品の着用と自動車、自転車の前照灯の早め点灯
  - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
  - 飲酒運転の根絶
- をよろしくお願ひします。



犯罪・交通事故発生状況(山都町)

事件・事故	平成26年9月末
刑法犯	37件(28件)
人身交通事故	24件(34件)

○内は昨年同時期の発生状況

「高齢者詐欺」多発中、要注意!!

平成26年8月末現在、県内では特殊詐欺の被害が、46件発生し、被害金額は2億4千万円を超えています。過去山都町でも、被害額が1,000万円を超える詐欺事件が発生しています。また、下表のとおり、65歳以上の女性が被害者となる割合が最も多く発生しています。「儲け話＝詐欺」という認識を持ち、おかしいと思ったら警察や家族に必ず相談しましょう。

投資すれば必ず儲かる！  
ギャンブル必勝法！（パチンコ、ロト6）  
市役所等の職員がお金を還付！  
あなただけ特別です！

絶対にあり得ません!!

年齢	平成26(1~8月)					
	計	構成比	男性	構成比	女性	構成比
20歳代	4	8.7%	2	2.7%	2	2.7%
30歳代	4	8.7%	3	4.0%	1	1.3%
40歳代	2	4.3%	1	1.3%	1	1.3%
50~64歳	13	28.3%	4	5.3%	9	12.0%
65歳以上	23	50.0%	6	8.0%	17	22.7%
合計	46	100.0%	16	34.8%	30	65.2%

注)特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺や金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺等をいいます。

一定面積以上の土地取引には、届出が必要です

一定面積以上の土地を売買等したときは、契約後に権利取得者（買主）が届出をする必要があります。

- 届出の必要な取引 売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済等
- 届出の必要な土地の面積

区	域	届出対象面積
都市計画区域	市街化区域	2,000㎡以上
	上記以外の区域	5,000㎡以上
都市計画区域外		10,000㎡以上

- 届出期限 契約（予約を含む）締結日から2週間以内（締結日を含みます）
- 届出窓口 土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課

お問い合わせ先  
山都町企画振興課 電話0967-73-0410  
熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課 電話096-333-2181